

相模原市監査委員公表第7号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第4項の規定に基づき、相模原市職員措置請求に係る監査を行ったので、同項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

平成17年2月18日

相模原市監査委員 小野澤 武 久

同 栗 原 勤

同 稲 垣 稔

同 菅 原 康 行

《職員措置請求の内容》

相模原市職員措置請求書

相模原市長小川勇夫ほか関係機関に対する措置請求の要旨

第1 請求の要旨

1 入札

(1) 平成15年4月14日、相模原市は、「公共下水道中央地区第1汚水幹線整備工事(1工区)」(以下本件工事という)の一般競争入札を公告した。

予定価格は1億5608万円であった。

この工事内容は、相模原市中央5丁目ほか地内に、下水管を、長さ489メートルにわたって推進敷設し、途中8カ所にマンホールを設置するというものである。

(2) 本件工事について、相模原市内の29業者から入札があり、K株式会社が1億3567万7000円で落札した。落札価格を予定価格で除したいわゆる落札率は86.93%であった。

最高入札価格は1億3698万4000円で、対予定価格割合で、87.77%であり、最高入札価格と落札価格との差は130万3000円であった。

なお、株式会社Hは、落札価格より222万9000円低い、1億3344万8000円を入札したが、当年度新規導入された標準偏差方式によって設定される最低制限価格金1億3504万8000円を160万円割り込み、失格となった。

2 契約

(1) 平成15年5月14日に、相模原市代表相模原市長小川勇夫とK株式会社が、代金1億4246万0850円(消費税込み)で請負工事契約書を交わした。

(2) 本件工事の着手は、平成15年5月19日であり、完成期限は、平

成 16 年 2 月 27 日であった。

- (3) 相模原市は、平成 15 年 5 月 28 日に、K 株式会社に対し、前払い金 5698 万 4000 円を支払った。
- (4) 相模原市代表相模原市長小川勇夫と K 株式会社は、平成 16 年 2 月 16 日付け「変更金額」を「金 9 万 0300 円」とする工事請負変更契約書を作成し、完成予定日を「平成 16 年 2 月 27 日」から「平成 16 年 3 月 15 日」に延期した。
- (5) 平成 16 年 4 月 19 日に、相模原市は、K 株式会社に変更された請負代金の残金 8556 万 7150 円を支払った。

3 積算の誤りの発覚と相模原市のとった対応

- (1) 新聞報道によると、平成 16 年 2 月になって、相模原市の担当者が工事設計書のチェックをしたところ、マンホールは 8 個設置すればよいところ、ミスで、工事設計書にはマンホール 64 個設置すると想定して工事代金が積算されており、56 個分の工事費 2700 万円を余分に加えて予定価格を設定していることが判明した。

(2) 新聞報道によれば

このことが発覚した後、相模原市は K 株式会社に対し、3 回ほど、工事の修正を協議したが、「工事の中止や変更には両者の同意が必要」とする工事請負契約をたてに変更には応じなかったという。そのため、相模原市は急きょ、土木機械を出す竪坑設置や路面復旧工事、信号機の感知器の移設、ガードマン増員などの名目で 2700 万円を使用したとのことである。

- (3) 平成 16 年 6 月 29 日に開会された相模原市市議会定例会で、小川勇夫市長は次のように答弁している。

「当初設計の積算の入力に誤りが見つかり、数量の見直し及び工事の施工過程で新たに生じた工種の追加等、積算基準に基づき設計変更を行い、工事請負契約書第 17 条に基づいて、変更契約を行った」

- (4) 同定例会で、岩本和紀土木部長は次のように説明した。

「人孔の 8 基のところを、倍掛（ママ、請求者注・8 倍掛け）の 64 個ということで積算ミスがあった」

「平成16年2月の8日に、設計変更を、変更契約第17条に基づきまして、相手の同意を得た中で、契約を締結いたしました」

「2700万円の工事、これは当然のことながら、請負金額での積算でございますけれども、人孔の56基分につきましては、当然減額ということになっております」

「そのほかに変更の内容としまして、土木工事は当初積算とできあがり、多少、現場の状況によって変わってきますので、年度末に精算設計等を行っております。そのなかで、工事の過程で生じました追加工事ということで、新しく豎孔（豎坑）を1つ余分に掘る作業、それから、あと大きな要素としては、相模原高校の一番低いところの人孔におけます、2か所におけます水開口（ママ、請求者注・水替工）の追加、それから路面復旧等の遂行、それから信号機の感知器の移設等が新たな要素でございます」

「またあそこは、ご存じのように朝晩、学生の方々が、それから一般の方が自転車通行等が非常に多いところでございます、通常の仮歩道では幅がとれませんでしたので、車道の方へ仮歩道をつくったという経過がございます、多少、ガードマンの余分、それから各交差点に8カ所人孔を設置するわけでございますけれども、交通量も非常に多いことなどから、交通整理員の増額をしております」

「これにつきましては監督員の現場監督資料と、それから業者から提出されていますデータ、資料によりまして、設計変更を行ったものでございます」

「通常の土木工事は、・・・業者との協議書に基づきまして、大体、工期末に精算設計ということで、それぞれ減ったもの、ふえたものの工事変更をしまして、17条に基づきまして、相手の同意を得た中で変更契約をしているということでございます」

「今回もそういうことで、最終的に2月の10日ころだと記憶しておりますけれども、その時点で精算設計を起こしたときに間違いが見つかったということで、通常の中での、作業で見つけたということでございます。このことで、私どもとしては、業者の方に出向いた記憶はございませんけれども、変更契約17条に基づきまして、工

事の変更、中止に基づくものにつきましては同等契約でございますから、相手方に内容を正確に伝え、それから処理の仕方を正確に伝えて、今回の処理をしたものでございます」

4 情報公開請求で得られた資料に基づく分析

(1) 積算ミスの原因

当初の設計図書では、人孔（マンホール）築造工の「工事明細書」において、本来ならば「数量・単位 1 基」、「単価 35万3542円」、金額「298万2430円」と書くべきところを、誤って「数量 8」、「単価 282万8340円」、金額「2262万6720円」としてしまったものである。

(2) 余分な積算がなされたマンホール 56 個分の工事費の処理について 変更設計図書では次の金額の変更を行っている。

国庫補助事業分として、マンホール工 8 基として「2262万6720円」から「298万2430円」に1964万4290円減額している。

報道や議会説明では、2700万円が余分であったとのことであるが、これは「直接工事費」を含む「純工事費」から定率で算出される「現場管理費」及び「一般管理費」を加算して、さらに消費税を加算した金額である。

変更工事設計書（頁 1 - 0004）によれば、「現場管理費」の率が「0.2202」とされ、「一般管理費」の率が「0.1064」とされており、この率の合計は「0.3266」である。

そこでマンホール 56 基の減額工事費 1964万4290円にこの「0.3266」分を加算すると、

$1964万4290円 \times 1.3266 = 2606万0115円$ となる。

この金額に消費税を加算すると、

$2606万0115円 \times 1.05 = 2736万3120円$ となる。

これが「余分に積算した」金額である。

(3) 「上積み」の内容

(あ) 変更工事設計書(頁1-0064)で、「既設取付管撤去復旧工」が1式で「35万6063円」上積み変更となっている。

これは、当初設計図書よりも撤去部分の「延長」があったというものであるが、明細(一位代価表)と実際の延長工事の裏付け資料の確認が必要である。

(い) 「水替工」上乗せの不合理

変更工事設計書(頁1-0064)によれば、
「水替工 割込立坑 揚程 15m」が1式「177万5000円」、
「水替工 12立坑揚程 15m」が1式「526万6000円」
上乗せされている。

両方を合わせると、704万1000円となる。

本件工事の現場の深さは7~8メートルであり、15メートル用のポンプを使用することを基準に積算することに合理性はない。

また、普通(常時排水)の口径200 15メートル以下、ポンプのセットでも15万円も要しない。

この2カ所で700万円を超えるというのはあまりに異常である。

(う) 「安全費」の異常な膨らまし

本件工事の時点での交通誘導員の相場単価は8600円である。

変更工事設計書の頁1-0069には次のように変更内容が記されている。

| | | |
|------|-----|-------------------------|
| 国庫分 | 変更前 | 276万2500円 |
| | 変更後 | 552万5000円(276万2500円増額) |
| 市単独分 | 変更前 | 281万3500円 |
| | 変更後 | 1021万7000円(740万3500円増額) |
| + | 変更前 | 557万6000円 |
| | 変更後 | 1574万2000円(1016万6千円増額) |

安全費の請負代金総額に占める費比率

変更前 3.9%

変更後 11.0%

変更後と変更前を比率にすると次のような増額である。

国庫分 2倍

市単独分 3.63倍

人数計算をすると次のとおりである（金額を8600円で除する）。

国庫分 変更前 321人

変更後 642人

市単独分 変更前 327人

変更後 1188人

+

変更前 648人

変更後 1830人（2.8倍）

本件においては、推進延長距離も、マンホールの個数も、設置箇所もなんら変更がないのに、このように交通誘導員数だけが突出して増額されるということはおよそありえない。

5 相模原市職員の違法行為

(1) 積算ミスをしたという「2736万3120円」は、金額としても大きなものであるし、予定価格1億6388万4000円の16.7%を占める。仮に正しく積算がなされていたならば予定価格は1億3652万0880円となつたのであり、これはK株式会社の落札価格1億4246万0850円より、593万9970円も低額となるのである。

積算ミス自体は許されないことであるが、入札業者とすれば真剣に積算を行えば、設計図書の記載から、あらかじめ、予定価格自体の設定の異常に当然気づいてしかるべきほどの金額の差違である。

したがって、契約後に、この積算ミスのあることが発見されたときには、請負契約自体に錯誤があったものとして、相模原市とK株式会社は、直ちに契約金額を2736万3120円減額する措置をとるべきである。相模原市としては、同市の工事請負契約書第16条1項(2)号に該当するものとして、同条4項により設計図書を訂正し、同条5項により、請負金額を減額変更すべきなのである。同項が引用する17条は、「契約金額を変更する必要があるときは、甲乙協議して定めるものとする」とされているが、本件のように積算ミスにより、やることの予定されていないマンホール56個の設置工事分の代金が誤って請負代金のなかに混じっているケースでは、相模原市は当然減額措置をとらなければならないし、56個分のマンホール設置工事を行ってもいない請負業者も減額に応じなければならない。これは56個のマンホール設置・2736万3120円の範囲で請負契約は錯誤無効となっていると考えられることから導かれる当然の結論である。

本件で、仮に、K株式会社が2736万3120円の減額に同意しなかったとしても、相模原市としては、この2736万3120円を支払うべきでない。

(2) 市議会における岩本土木部長の説明では、2700万円についてはK株式会社との間で2700万円の減額変更を行ったという。

ところが、相模原市とK株式会社との間で、この減額に見合う金額について、別の変更工事科目をたてて増額変更を行ったとのことである。

請求者らは、この増額は実際の工事や要員増員の伴わない、数字上だけの上乗せ操作を行ったとの重大な疑問をもつ。請求者らは、相模原市がK株式会社に対し、本来減額されて支払いをする必要のなかった金2736万3120円を支払う措置をとったことは、支払い原因のない違法支出であると主張する。

そしてこれが違法支出であることは、当然K株式会社も承知していたと思料する。

(3) 請求者らが措置を求める財務会計行為

A 平成16年2月16日付変更契約の締結

(減額事由にあたる過剰マンホールと相殺関係になる増額事由が、
名目を別にすることでやはり架空工事と思料する)

B 同年4月19日付けの8556万7150円の支出

(この一部にあたる架空の工事分2736万3120円が支出原因を欠くと思料する)

(4) 財務会計行為者

本件における違法な財務会計行為者は、財務会計行為Aについては相模原市下水道整備課の石川正次課長であり、財務会計行為Bについては近藤次長である。

また、本件では、下水道整備課の職員は、積算ミス発見後において、そのミスの金額の大きさから、相模原市長小川勇夫に対処方法を相談し、その指示を受けないし承認をとりながら、K株式会社との協議及び契約変更の措置を行った。小川勇夫市長は、本件工事契約の最終責任者として、違法な支出がなされないように対処すべき義務があるにもかかわらず支出を阻止するなどの適切な対処をしなかった。

さらに、当時の収入役であった大谷直敏は、地方自治法232条の4第2項により、支出負担行為確認義務を負っていたのであるから、調査をすれば違法支出であることを知りうべきであったのに、支払いを拒否しなかった点に過失がある。

第2 請求者

住所 相模原市(以下略)

職業 (略)

氏名 (略)

住所 相模原市(以下略)

職業 (略)

氏名 (略)

住所 相模原市(以下略)

職業 (略)

氏名 (略)

住所 相模原市（以下略）
職業 （略）
氏名 （略）
住所 相模原市（以下略）
職業 （略）
氏名 （略）

- 地方自治法第242条第1項の規定により別紙事実証明書を添え、
- (1) 財務会計行為A及びBについて、相模原市市長小川勇夫、当時収入役大谷直敏、土木部次長近藤、下水道整備課長石川正次に対して、市として金2736万3120円の損害賠償を請求すること
 - (2) 財務会計行為Bについて、支出の相手方であるK株式会社に対し、市として金2736万3120円の不当利得返還を請求することを求める。

平成16年12月21日

相模原市監査委員 あて

（請求の要旨は、原文のまま掲載した。なお、「土木課」を「下水道整備課」に置き換え、また、会社の名称は略称を用いた。）

事実を証する書面目録

- 1 入札状況書（郵便入札）、入札（見積）結果報告書及び位置図
- 2 当該工事請負契約書及び当該工事請負変更契約書
- 3 当該工事に係る予算執行票（契約依頼・支出負担行為決議）
- 4 当該工事に係る予算執行票（前払金支出命令）及び請求書
- 5 当該工事に係る予算執行票（契約変更依頼・支出負担行為）
- 6 当該工事に係る予算執行票（支出命令）及び請求書

- 7 当該工事に係る変更工事設計書
- 8 平成16年6月29日開催の市議会定例会議事録の抜粋
- 9 2004年(平成16年)6月30日付け朝日新聞記事切り抜き

追加提出の証拠

新たな証拠書類の提出はなかった。

《 監査の結果 》

1 請求の受理

本件措置請求は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第1項及び第2項に規定する所定の要件を具備しているものと認め、平成16年12月21日付けでこれを受理した。

2 監査の実施

監査の実施に当たって、職員措置請求書に記載された事項、請求人の陳述内容及び事実を証する書面を勘案し、次のとおり実施した。

（1）監査対象事項

「公共下水道中央地区第1汚水幹線整備工事（1工区）」に係る平成16年2月16日付け工事請負変更契約の締結に当たり、設計変更、積算及び手続が適切に行われているか否か、設計変更どおり施工等が行われているか否か並びにこれに伴う公金の支出により相模原市に損害が発生しているか否かを監査対象事項とした。

（2）実施の方法

請求の内容から、相模原市長、土木部次長、下水道整備課長及び収入役（当時の収入役。以下同じ。）を関係職員とし、請求対象事務の執行に直接係わった（4）に記載する職員の陳述の聴取を実施した。なお、事実を確認するため、法第199条第8項の規定に基づき、関係人の請負会社代表取締役ほか2名から事情聴取を実施した。

また、総務部検査課（以下「検査課」という。）、財務部契約課（以下「契約課」という。）、土木部下水道整備課（以下「下水道整備課」という。）及び会計課を関係部課とし、関係書類の提出を求め、調査を実施した。なお、必要に応じて、随時、事情聴取を実施した。

（3）請求人の証拠の提出及び陳述

法第242条第6項の規定に基づき、平成17年1月25日に、請求人5名のうち3名が出席し、陳述の聴取を行った。その際、同条第7項の規定に基づき、次の（4）に記載する関係職員等が立ち会った。

なお、新たな証拠書類の提出はなかった。

(4) 関係職員等の陳述

平成17年1月25日に土木部長、土木部次長、下水道整備課長、下水道整備課担当課長及び下水道整備課副主幹の陳述の聴取を行った。その際、法第242条第7項の規定に基づき、請求人5名のうち3名が立ち会った。

3 監査の結果

監査の結果は、次のとおりである。

(1) 請求人の主張

ア 相模原市(以下「市」という。)と請負会社は、平成16年2月16日付けで変更金額を90,300円とする「公共下水道中央地区第1汚水幹線整備工事(1工区)」(以下「本件工事」という。)の工事請負変更契約(以下「本件変更契約」という。)を締結し、変更された請負代金の残金85,567,150円を同年4月19日に支払った。

相模原市長(以下「市長」という。)及び土木部長は、本件変更契約の内容について、当初設計の積算ミスによるマンホール56基分の工事費の減額並びに追加工事である水替工、交通誘導員の増員等の増額であると説明している。

しかし、水替工の追加工事、交通誘導員の増員等による増額は、実際の工事や要員増員を伴わない、数字上だけの上乗せ操作を行った架空工事であるとの重大な疑問をもっている。市が請負会社に対し、本来減額あるいは支払をする必要のなかった27,363,120円を支払ったことは、支払原因のない違法支出である。

イ 本件工事の工事請負契約(以下「本件当初契約」という。)締結後に、この積算ミスがあることが発見されたときには、本件当初契約自体に錯誤があったものとして、市と請負会社は、直ちに契約金額を27,363,120円減額する措置を採るべきである。市は、本件工事の工事請負契約書(以下「本件請負契約書」という。)第16条第1項第2号に該当するものとして、同条第4項の規定により設

計図書を訂正し、同条第5項の規定により、請負金額を減額変更すべきである。同項が引用する第17条後段の規定では、「契約金額を変更する必要があるときは、甲（市）乙（請負会社）協議して定めるものとする。」としているが、本件工事のように積算ミスにより、やることの予定されていないマンホール56基の設置工事分の代金が誤って請負金額の中に混じっているケースでは、市は当然減額措置を採らなければならないし、56基分のマンホール設置工事をやってもいない請負会社も減額に応じなければならない。これは56基のマンホール設置・27,363,120円の範囲で本件当初契約は錯誤無効となっていると考えられることから導かれる当然の結論である。

ウ 仮に、請負会社が27,363,120円の減額に同意しなかったとしても、市は、この27,363,120円を支払うべきではない。

エ ところが、市と請負会社との間で、この減額に見合う金額について、別の変更工事科目をたてて増額変更を行ったとのことである。

オ 架空工事について

（ア）安全費の交通誘導員に係る国庫補助事業分及び市単独事業分の合計額が、契約変更前の5,576,000円から契約変更後の15,742,000円に10,166,000円増額されている。安全費の請負代金総額に占める費比率は、契約変更前が3.9パーセント、契約変更後が11.0パーセントである。契約変更前の安全費と契約変更後の安全費とを比率にすると国庫補助事業分が2倍、市単独事業分が3.63倍となっている。

また、交通誘導員の人数を、本件工事の当時の交通誘導員の相場単価8,600円から算出すると、国庫補助事業分で契約変更前が321人、契約変更後が642人となり、市単独事業分で契約変更前が327人、契約変更後が1,188人となり、合計では契約変更前が648人、契約変更後が1,830人と2.8倍の増員となっている。本件工事においては、推進延長距離も、マンホールの基数も、設置箇所もなんら変更がないのに、このように交通誘導員数だけが突出して増額されるということはおよそ

あり得ない。

また、請負会社から毎日ファックス送信で市へ提出されている「工程及び施工実績の報告書」(以下「作業日報」という。)と市の監督日誌(以下「監督日誌」という。)には、明確な記録が見受けられない。

監督日誌には、平成15年7月18日に、交通誘導員について、設計変更を認める記述があるが、この時期には、まだ本格的な工事が始まっておらず、新たな事態の存在に気が付いた時期とはいいかねる。

さらに、土木部長は、相模原市議会(以下「市議会」という。)において、交通誘導員の増額は、監督員の現場監督資料と請負会社から提出されたデータ、資料により設計変更を行ったと答弁しているが、現地がどんな立地条件にあるかなどは、設計企画段階で当然予見できることであり、新たな設計変更事態とすることはあまりにも不自然である。

- (イ) 割込立坑の水替工一式1,775,000円及び12立坑の水替工一式5,266,000円の計7,041,000円が上乗せされている。本件工事の現場の深さは7~8メートルであり、15メートル用のポンプを使用することを基準に積算することに合理性はない。また、普通(常時排水)の口径200ミリメートル、揚程15メートル以下、ポンプのセットでも150,000円も要しない。この2箇所でも7,000,000円を超えるというのはあまりにも異常である。

作業日報には、割込立坑の水替工事に関する記録が一切ない。また、割込立坑工事自体の記載もない。

- (ウ) 工事完成予定日を平成16年2月27日から同年3月15日に延期したが、18日間の工事遅延は、公共工事の納期厳守の原則からは、あまりにも異例、軽率な承認である。

作業日報では、工事延長期間につき本件変更契約が締結された平成16年2月16日の時点では、順調に工程をこなしており、最終の19立坑の埋め戻し工程に入っていた。以降は、路面復

旧、片付け及び清掃である。

作業日報では、平成16年3月4日が最終となっており、以降の報告はない。工事は、当初の納期どおり行われ、延長工事に係る事実はなかったのではないかと疑念がある。

カ 土木部長の市議会における答弁では、平成16年2月10日ごろ、積算ミスが見つかったとのことであるが、本件変更契約の締結までの間の営業日は、12日(木)、13日(金)及び本件変更契約締結当日の16日(月)のたった3日間である。

このたった3日間で、27,000,000円という大変大きな金額の契約を交わした。交渉、稟議書決裁まで、こんな短期間でなされたことは不自然である。変更内容も極めて不透明である。

キ 過剰マンホールの減額と架空工事の増額とが相殺関係になっている本件変更契約の締結について、平成16年2月16日付けで支出負担行為を専決(あらかじめ認められた範囲内で、常時市長に代わって決裁することをいう。以下同じ。)した下水道整備課長及び同年4月19日付けの架空工事分を含む契約金額の残金支払に係る支出命令を専決した土木部次長は、支払原因のない違法支出をしている。

ク 市長は、市議会で平成16年3月に報告を受けたと答弁しているが、契約変更額が90,000円程度の小さな超過を市長に果たして報告するものだろうか。市長は、本件工事に係る契約の最終責任者として、違法な支出がなされないように対処すべき義務があるにもかかわらず支出を阻止するなどの適切な対処をしなかった。

ケ 収入役は、法第232条の4第2項の規定により、支出負担行為確認義務を負っていたのであるから、調査をすれば違法支出であることを知り得べきであったのに、支払を拒否しなかった点に過失がある。

コ 積算ミスをした27,363,120円は、金額としても大きなものであるし、予定価格163,884,000円の16.7パーセントを占めるもので無視できない額である。仮に正しく積算がなされていたならば予定価格は136,520,880円となり、これは請負会社の落札価格である142,460,850円より、5,939,970円

も低額となる。

積算ミス自体は許されないことであるが、入札者とすれば真剣に積算を行えば、設計図書の記載から、あらかじめ、予定価格自体の設定の異常に当然気付いてしかるべきほどの金額の差違である。当然、請負会社は、これが違法支出であることを承知していたと思料する。

サ 市は、本件工事に係る契約の最終責任者としての市長、本件変更契約の支出負担行為に係る専決権者の下水道整備課長、本件変更契約後の契約金額残金の支出命令に係る専決権者の土木部次長及び支出負担行為確認義務を負っていた収入役に対して、市として27,363,120円の損害賠償を請求すること又は支出の相手方である請負会社に対して27,363,120円の不当利得返還を請求することを求める。

(2) 監査対象課の説明

ア 積算誤りについては、平成16年2月に設計変更の作業を進めている中で、当初設計の積算入力時に、マンホールの数量を本来は「1式」で8基とすべきものを、誤って単位を消去し「8」と入力したため、56基分が過大積算となっていることが判明した。このマンホール56基分の数量の減額については、工期末に行った工事数量等の変更時期と重なったため、積算基準に基づく精算分と合わせて設計変更を行った。

イ 既設取付管撤去復旧工事については、試掘調査の結果、割込立坑内に雨水取付管が露出することが判明したため、撤去及び設置に係る工事を新たに追加したもので、現地と工事写真で施工を確認した。

ウ 水替工のポンプについては、設計時の積算基準（土木工事標準積算基準）では、揚程が15メートル以下までを同一の基準として取り扱っている。

エ 交通誘導員の増員については、平成15年7月10日に請負会社から協議申出があり、想定していたよりも交差点での車両交通量が多いこと、近くに神奈川県立相模原高等学校があるなど自転車での通行量が多いこと及び沿道のガソリンスタンドを初めとした商業施

設からの車両の出入りが頻繁であることから、歩行者の安全確保、交通事故の防止対策として、交通誘導員の配置人数の見直しを行った。その結果、各立坑の作業において、車両や歩行者の誘導などに必要な交通誘導員を配置する設計変更を承諾したものである。

オ 以上のとおり、相模原市職員措置請求書の「第1 請求の要旨」に記載されているような、実際の工事や要員増員を伴わないものではない。

カ 本件工事に係る契約金額の残金の支出命令については、相模原市事務専決規程（昭和61年相模原市訓令第2号。以下「事務専決規程」という。）別表第2第2号アの表の規定に基づき、土木部次長が専決を行った。当該専決の際には、請負会社の請求書における工事件名及び請求額を確認するとともに、完成検査調書により工事が完成したことを確認し、適正な請求に対して工事代金を支出した。

（3）事実関係の確認

ア 本件工事の目的等

本件工事は、相模原市中央地区の合流式公共下水道の改善事業に伴う汚水幹線の整備工事として、管径600ミリメートルの汚水管渠を延長約490メートル（当初489メートル）にわたり、小口径推進工法で施工し、マンホール8基を設置したものである。

イ 当初設計及び積算

当初設計及び積算は、下水道整備課の土木職職員が相模原市土木積算システムを利用して行った。なお、下水道整備課の別の土木職職員1名が設計書の検算を行っている。本件工事に係る当初の設計書については、事務専決規程別表第2第2号エの表の規定に基づき、土木部長が専決している。

相模原市土木積算システムには、土木工事標準積算基準、下水道用設計標準歩掛、公共工事設計労務単価等が組み込まれており、設計担当者が、工事現場の状況に応じた条件、数量等を入力することにより、同システムが積算額を算出する仕組みとなっている。

ウ 契約締結依頼

本件工事は、相模原市行政組織及び事務分掌規則の運用について

(昭和43年相模原市訓令第4号。以下「事務分掌規則運用訓令」という。)第1項の規定に基づき、契約課で取り扱う工事請負契約に該当している。

本件工事に係る契約締結依頼は、平成15年4月4日に、相模原市契約規則(平成4年相模原市規則第9号。以下「契約規則」という。)第44条の規定に基づき、予算執行票等により契約課長に対して行われている。

その際、相模原市予算規則(平成4年相模原市規則第8号。以下「予算規則」という。)第22条及び事務専決規程別表第2第2号アの表の規定に基づく助役の専決、予算規則第25条の規定に基づく財務部長の合議を得ている。

契約課では、設計図書などの件名、事業概要、設計金額等について確認し、入札の公告を行うことになっているが、設計金額の詳細な内訳までは確認していないとのことである。

エ 入札の公告

契約課は、契約規則第5条の規定に基づき、平成15年4月14日付けで本件工事ほか17件の工事について、郵便入札による条件付き一般競争入札の実施、入札価格連動型最低制限価格の採用、入札参加申請等の公告を行った。なお、入札参加申請者から本件工事に係る質問事項はなかった。

本件工事に係る公告内容のうち主なものは、次のとおりである。

| | |
|-------------|---|
| 開 札 日 | 平成15年5月8日(木) |
| 工 事 名 | 公共下水道中央地区第1汚水幹線整備工事(1工区) |
| 工事場所 | 中央5丁目ほか地内 |
| 工事概要 | 工事延長L=489メートル 600ミリメートル管推進工489メートル 1号組立人孔築造工8基 付帯工1式 |
| 工 期 | 契約締結の日から平成16年2月27日まで |
| 予定価格(消費税込み) | ¥163,884,000円 |

オ 入札及び落札並びに支出負担行為

本件工事の入札参加申請は、29者からあり、入札までに1者が辞退した結果、28者が郵便入札を行った。

その結果は、最低価格を提示した者が最低制限価格135,048,000円を下回ったため失格となり、2番目に低い価格を提示した請負会社が落札した。

入札書の入札価格は、消費税額抜きで記載するため、消費税額抜きで比較すると、予定価格の156,080,000円に対して落札価格が135,677,000円で、本件工事の落札率は86.93パーセントである。

下水道整備課では、契約課から送付された入札結果報告書（契約規則第22条）に基づき、下水道整備課長が事務専決規程別表第2第2号アの表の規定に基づき、契約金額に係る支出負担行為決議を専決した。

郵便入札の場合、入札参加者全員に対し、入札時に工事費積算内訳書を同封で提出させている。

過大積算となっていたマンホール工一式の積算額について、市作成の工事費積算内訳書と請負会社作成の工事費積算内訳書とを比較すると、市の22,626,720円に対して請負会社が3,000,000円であった。

請負会社は、設計図面と現場調査に基づき、マンホール数を8基で積算したと述べている。

カ 本件当初契約の締結

本件当初契約は、平成15年5月14日に、契約金額142,460,850円で締結された。工期は、契約締結日から平成16年2月27日まで（290日間）である。契約金額の支払条件は、契約金額の40パーセント以内の前払金支払（契約規則第37条）及び部分払（契約規則第40条）2回以内となっている。

工事着手日は平成15年5月14日で、前払金56,984,000円は、同月28日に支払われている。

キ 本件工事の施工管理

相模原市請負工事監督規程（昭和51年相模原市訓令第7号。以

下「工事監督規程」という。)第2条の規定に基づき、下水道整備課長は、本件工事の監督員に下水道整備課副主幹(以下「本件監督員」という。)を指名した。

工事監督規程によると、監督員の職務は、監督業務の監督日誌への記録、工事現場の把握と施工監督、請負人への各種指示のほか、工事内容の変更等の必要を認めるときは、工事担当課の長に報告し、その指示を受けること及び軽微な変更で明らかに判定がつくものについては、自らその措置を採り、事後において工事担当課の長に報告することなどである。

本件監督員は、現場確認状況を「監督日誌(工事監督規程第3条第2項)」に記載するとともに、請負会社から提出される作業日報(本件請負契約書第9条第2項)にて、本件工事の進捗状況等の把握及び確認をしている。

なお、本件工事の施工に伴い、条件変更等の必要が生じた場合(本件請負契約書第16条)には、「工事打合せ書」により請負会社と市とで協議し、対応している。

ク 追加工事及び工事内容変更事項

請負会社が「工事打合せ書」により条件変更等の協議の申出をした事項のうち、市が設計変更で対応する旨回答し、契約金額が増額となった追加工事及び工事内容等の変更事項は、次のとおりである。

注)請負会社からの協議の申出を「申出」、市からの回答を「回答」と表記した。

(ア) 割込立坑の掘削工(新規) 設計金額 857,429円。平成15年7月10日申出、同月15日回答

当初予定していた既存の 11マンホール(内径1,200ミリメートル)からの掘削機械の先導管(以下「掘削ヘッド」という。)を回収するためには、マンホール駆体の一部を破壊しなければならないことが判明したため、新規に掘削ヘッド(770~785ミリメートル)の回収用割込立坑(11マンホールに隣接設置)の掘削が必要となったものである。

なお、請求人は作業日報に割込立坑工事の報告がないと指摘す

るが、作業日報には 11 立坑の名で施工報告が記載されている。

- (イ) 交通誘導員の増員(変更) 差引金額 10,166,000 円。
平成 15 年 7 月 10 日申出、同月 18 日回答

試掘の際、想定以上の車両交通量と高校生の自転車通学者数、さらに商業施設への車両の頻繁な出入りのため、交通誘導員の増員が必要となったものである。

当初設計を基にした現場説明書においては、交通誘導員の配置人数を「立坑 2 人、路面復旧工事 2 人 / 施工単位・日当たり」と明示していたが、請負会社との設計変更協議を基にした設計変更における交通誘導員の配置人数は、立坑に 4 人から 6 人、各立坑の路面復旧にも同数、17 立坑を除く各立坑の試掘工に 3 人から 6 人、現場打 L 型側溝布設工は 14 立坑に 5 人、15 立坑に 6 人及び道路の区画線(ライン)設置工全体で 4 人に増員された。

- (ウ) 信号感知器移設復旧工(新規) 設計金額 680,400 円。
平成 15 年 7 月 16 日申出、同月 30 日回答

15 立坑掘削時の掘削機械の設置箇所やダンプ車両の駐車位置が、信号感知器の感知範囲に入るため、交通管理者との協議により、15 立坑の工事期間中の移設と工事終了後の復旧設置を行ったものであり、本件については工事写真が保管されている。

- (エ) 既設取付管撤去復旧工(新規) 設計金額 356,063 円。
平成 15 年 7 月 28 日申出、同年 8 月 8 日回答

当初設計では予定されていなかった割込立坑の掘削に当たって、雨水取付管が支障となったため、いったん移設し、埋め戻し時に復元した工事である。工事写真は保管されている。

- (オ) 12 立坑の水替工(新規) 設計金額 5,266,000 円。
平成 15 年 8 月 19 日申出、同月 22 日回答

湧水排除のために必要となったものである。

本件水替工は、請負会社から水替工に係る設計変更協議の申出を受けて、本件監督員が本件現場で湧水の状況を確認した上、土

木工事標準積算基準に基づいて積算している。

当該土木工事標準積算基準は、揚程が15メートル以下に適用すると規定されており、立坑の深さが約8メートルである12立坑においても同基準を基に積算している。

具体的な積算では、排水の方法は作業時排水（作業1～3時間前から排水し始めて作業終了時には排水を中止する方法）、ポンプの機種は口径150ミリメートル＝排水量（1時間当たり）40立方メートル未満、ポンプの据付・撤去台数は標準の1台～5台を採用している。

排水期間中のポンプの運転日数は、土木工事標準積算基準では、工事の規模、現場状況などから積上げて算出するものとあり、実際に湧水が立坑掘削時に立坑深さの半分程度の場所で確認されたため、立坑深さの2分の1の埋め戻しまでの間の日数を水替工の日数としている。

湧水の状況については、本件監督員は現場確認と工事写真で確認したと関係職員等の陳述時に述べている。また、関係人も施工期間中、排水が必要であったと事情聴取時に述べており、平成15年10月15日の作業日報にも本件水替工について記載されている。

（カ）割込立坑の水替工（新規） 設計金額1,775,000円。

平成15年8月25日申出、同年9月1日回答

湧水排除のために必要となったものである。

本件水替工も、12立坑の水替工と同様に土木工事標準積算基準に基づいて積算されている。立坑の深さが7メートル以下、ポンプの口径は200ミリメートル＝排水量（1時間当たり）40立方メートル以上120立方メートル未満で、違いはあるが、その他の運転日数の算出方法や本件監督員による湧水確認等については、12立坑の水替工の場合と同様である。本件については、工事写真が保管されている。

なお、平成15年8月19日付けの作業日報に本件水替工について記載されている。

(キ) 気泡モルタル工(新規) 設計金額 430,808 円。平成 15 年 12 月 9 日申出、同月 12 日回答

19 マンホールは、平成 16 年度の公共下水道工事の到達立坑となり、掘削機械の掘削ヘッドの回収を容易にするため、内径 900 ミリメートルから内径 1,500 ミリメートルにマンホールの規格変更を行った。これに伴い、埋め戻し幅が狭くなり、機械による転圧が不可能となったため、気泡モルタルによる埋め戻しが必要となったものであり、工事写真が保管されている。

これらの追加工事等は、工事打合せ書によると、いずれも設計積算誤りを発見した平成 16 年 2 月 10 日前に、設計変更協議が整い、気泡モルタル工及び工期末の測量まで従事していた交通誘導員を除き、いずれも設計積算誤り発見前に完了している。

ただし、下水道整備課長が設計変更の承認を決裁した上記の条件変更等に係る「工事打合せ書」には、具体的な変更数量が示されていない。土木工事標準積算基準等の一定の積算基準がない交通誘導員の増員においても増員後の配置人数が記載されていない。

また、条件変更等の協議結果に基づく数量が請負会社に文書で明示されていないことは、関係職員等及び請負会社の関係人が明言している。

ケ 当初設計の積算誤り

本件工事の精算設計は、平成 16 年 2 月 10 日に本件監督員が実施したが、その際、本件工事の当初設計の積算誤りに気が付いた。

当初設計の積算誤りの原因は、相模原市土木積算システムで設計した際、設計担当者が工種明細表入力画面でマンホールの数量を 1 式(8 基)で入力すべきところ、数値を「8」、単位を消去するという入力誤りを行ったためである。また、検算担当者も、単位が記載されていなかったため、積算誤りを見過ごしてしまったものである。

具体的な積算誤りの工種は、マンホール工の 1 号組立人孔築造工である。

当初設計では、数量 8 (単位 = 式の記載無し)、単価 2,828,

340円、金額22,626,720円となっている。

当該積算誤りについては、変更設計書のマンホール工の1号組立人孔築造工の工種明細表で、数量1式、単価2,982,430円、金額2,982,430円に減額されていることを確認した。なお、単価の増額154,090円は、19マンホールの規格変更(前述)によるものである。

注)この項における金額表示は、すべて消費税相当額を含まない。

コ 市と請負会社との交渉

平成16年2月10日に積算誤りに気が付いた本件監督員は、上司に報告し、市は、請負会社と交渉を行っている。同年2月23日付け土木部長決裁の経過報告文書によると、同月10日の積算誤り発見以降、本件変更契約締結の合意が成立した同月23日までに計4回の交渉が行われている。

平成16年2月23日の交渉には、土木部長が出席し、「当初の1号組立マンホール64基については8基に変更し、その他の変更分については「工事打合せ書」に基づく追加工事として増額し、不用になった工種については減額したことを説明し、工事請負契約書第17条に基づき変更契約について双方同意した。」と記載されている。

なお、平成16年2月17日、18日及び23日には、助役に報告した旨の記載がある。しかし、当該経過報告文書には、市長へ報告した旨の記載はない。

市長への報告時期については、土木部長の陳述及び平成16年6月市議会定例会における市長答弁では、いずれも平成16年3月とされており、本件変更契約の締結に際し、市長が指示等で関与したことを示す証拠資料はなかった。

サ 契約変更依頼

請負会社との交渉結果を踏まえ、本件工事に係る契約変更締結依頼(契約規則第44条第2項)に係る予算執行票が、平成16年2月16日付けで遡って起票され、事務専決規程別表第2第2号工の表の規定に基づき下水道整備課長が専決した後、契約課長に提出されている。

また、平成16年2月16日付けで下水道整備課長から契約課長あての事務連絡文書「契約変更の手続きについて(依頼)」を送付し、契約金額の変更(142,460,850円から142,551,150円への増額)及び履行期限の変更(平成16年2月27日から同年3月15日に変更)を依頼している。

当該事務連絡には、契約変更の理由として、次の2点が記載されている。

19立坑(到達立坑)の試験掘を行ったところ、1号組立人孔築造位置に地下埋設物(信号ケーブル)が占用しており、推進延長を上流に1.5メートル増工するもの

14立坑架空の共同アンテナケーブルの移設に時間を要したため、工期の変更を行うもの

当該事務連絡には、当初設計の積算誤り分の減額が含まれていることは記載されていない。この点について下水道整備課長は、通常の変更契約と考え、その旨の説明をしなかったと陳述している。また、契約課長も当時その事実を承知していなかったとのことである。

契約変更依頼を受けて、契約課では、変更理由、設計図書などの件名を確認するとともに、変更契約金額については、変更設計図書の内容を可能な範囲で確認したとのことである。

シ 本件変更契約の締結

当初請負契約金額に対して90,300円(消費税額を含む。)の増額と工期変更の変更契約については、事務専決規程別表第3第1号アの表の規定に基づき、契約課長が専決し、遡った平成16年2月16日付けで締結された。

変更契約締結日が遡り処理されたことについて、土木部長は、市と請負会社の双方が本件変更契約の締結に同意したのは、平成16年2月23日であるが、本件契約変更同意日から工期末(2月27日)までの日数が少なく、支障物件の処理に時間を要したことにより工期延長(延長後工期は3月15日まで)の必要もあることから遡ったものであると陳述している。

このため、本件契約変更依頼及び本件変更契約の支出負担行為決

議は、平成16年2月16日の遡り日付けで、事務専決規程別表第2第2号エの表の規定に基づき、下水道整備課長が専決している。

ス 工事完成届の提出

請負会社は、本件請負契約書第25条の規定に基づき、平成16年3月16日付けで、同月15日に工事が完成した旨を記載した工事完成届を下水道整備課へ提出している。同課では、工事の完成の事実を確認し、その旨を工事台帳に記載している（下水道整備課長決裁）。その後、工事完成届を契約課長へ送付している。

セ 完成検査の実施

工事完成届の送付を受けた契約課長は、所定の措置をし、検査課長へ送付している。

本件工事については、事務分掌規則運用訓令により、検査課が検査担当となる。

検査課長は、所属職員に本件工事の完成検査を命じている。

完成検査は、本件監督員のほか下水道整備課の職員、請負会社代表取締役及び現場代理人が立ち会って、平成16年3月26日午前9時30分に実施されている。

完成検査事項は、施工管理、出来形、品質及び出来ばえである。

検査の結果、一部の手直しはあったが、当日中に手直しが行われ、本件監督員が確認し、検査員にその旨が報告されたことにより、同日で検査が完了し、合格となった。

検査課では、検査時には設計変更後の設計書によるため、積算誤りについては承知していなかったとのことであった。したがって、完成検査段階で積算誤りの確認はできないとのことである。

ソ 工事代金の残金支払

完成検査合格後、請負会社から変更後の工事請負契約に係る残金85,567,150円の請求書が平成16年3月31日に提出され、事務専決規程別表第2第2号アの表の規定に基づき、土木部次長が支出命令を専決し、同年4月12日に会計課へ支出命令票を送付している。会計課では、支出命令の内容審査を行い、収入役の決裁を受けた後、同月19日に支払をしている。

会計課では、支出命令票に添付された請負会社の請求書、契約書とその他の書類である支出負担行為決議書、入札書、工事完成届、完成検査調書等の内容審査を行い、適正な支出命令であることを確認し、支払をしたとのことである。

(4) 監査委員の判断

本件措置請求には理由がないものと判断し、これを棄却する。
以下、理由を記述する。

ア 本件変更契約について

市と請負会社は、平成16年2月16日付けで当初請負金額に90,300円を増額することで本件変更契約を締結している。関係職員等の陳述及び交渉経過の記録にあるように、市は、本件変更契約について、マンホール56基の過大積算額等の減額分と、工事施工中に行った設計変更協議等に基づき追加し、又は変更した増額分を精算したものであるとしている。確かに、変更設計もそのとおり変更し積算されていることは明らかである。

しかし、関係人(請負会社代表取締役)は、市から、市が誤って64基で積算してしまったということの説明を受けたが、入札に当たって、マンホール基数は設計図書どおり8基で積算したと陳述している。請負会社が8基で積算したということは、本件工事入札の際に、入札書に同封して市に提出した「工事費積算内訳書」に記載されたマンホール工の積算額から明らかである。

この双方の説明の不一致については、関係職員等の陳述及び下水道整備課との事情聴取で質疑応答を重ねたが、結局、市と請負会社とが変更契約締結の合意に至った理由は、明確にならなかった。しかしながら、いずれにしても、市と請負会社は当初設計の積算誤りの判明後、4回にわたり交渉・協議を重ね、その結果として平成16年2月23日付けで変更契約締結の合意に至ったことは事実である。また、本件変更契約等に係る財務会計上の手続きについては、関係法令及び本件請負契約書第17条の規定に基づいて処理さ

れている。したがって、本件変更契約は、私法上の契約として有効に成立しているものと判断することができるものである。

イ 請求人が主張する架空工事について

請求人は、本件変更契約に伴う公金の支出は、過剰マンホールの減額と、実際の工事や要員増員を伴わない、数字上だけの上乗せ操作を行った架空工事の増額とが相殺関係となっており、支払原因のない違法支出であると主張している。

しかし、請求人が架空工事と主張する追加工事については、市と請負会社が本件工事施工中に行った工事打合せ書による協議に基づき、設計変更を行ったものであり、その変更理由及び変更内容は、3(3)ク「追加工事及び工事内容変更事項」で記述したとおりである。

当該工事打合せ書には、いずれの追加工事も、当初設計の積算誤りが発見されたとされる平成16年2月10日前に、変更の申出があり、また、当該申出に対する市の承諾が行われており、かつ、請負会社が毎日ファックス送信してきた作業日報の記載内容及び関係職員等の陳述などから、これら追加工事は、同日前に実施されていることが確認できる。ただし、交通誘導員については、平成16年3月まで引き続き従事していた。

また、追加工事に伴う変更設計については、当該工事打合せ書に基づいて、土木工事標準積算基準、下水道用設計標準歩掛、公共工事設計労務単価等が組み込まれている相模原市土木積算システムにより積算額が算出されている。

なお、交通誘導員の配置及び増員については、上記土木工事標準積算基準等に明確な基準が示されていない。下水道整備課では、請負会社からの申出に基づき、現地調査をしたところ、想定以上の車両交通量と、工事現場に近接する神奈川県立相模原高等学校の生徒の自転車通学者数、さらに商業施設への車両の頻繁な出入りを確認した。このため、当初設計では、通常の直線道路で片側交互通行の場合での最低2名の交通誘導員の配置計画であったが、歩行者の安全確保、交通事故の防止を図り、安全な作業を遂行するため、本件

工事については、主な交差点での車対応は4人、歩行者誘導で2人の交通誘導員を配置する計画に変更した。このことについて、比較する事例は少ないが、具体的に配置基準を定めている山梨県土木部の「道路工事交通保安施設設置基準」と比較してみたところ、本件交通誘導員の増員計画が特に不当なものであったということとはできないと考える。

次に、工事の施工確認は、工事監督規程によると、監督業務の監督日誌への記録並びに工事の立会い及び確認を規定している。

また、工事監督規程では、地下に埋設する等、完成後外面から出来形の適否を確認できない工事の確認については、監督員が施工時に立会うことを原則としているが、立会いができないときには写真等による記録を指示することになっている。

関係職員等の陳述において本件監督員は、水替工と交通誘導員の増員の履行確認は、現地確認と工事写真で行っている旨述べている。

これを確認するため、監督日誌及び請負会社から提出された工事写真を検証した。

12立坑及び割込立坑の水替工については、監督日誌を確認したところ、記録に不備はあるものの、本件監督員が施工中に工事現場に出向いていることが記録されている。このことから、履行確認を行ったとする本件監督員の陳述を否定することはできない。工事写真については、12立坑では保管されていないが、割込立坑では保管されていることが確認できる。

また、交通誘導員の従事状況については、工事監督規程に基づき本件監督員が現場確認し、その結果は監督日誌の保安施設の欄にチェックをすることで記録していると陳述している。監督日誌を確認したところ、保安施設の欄はすべて、「可」とされており、交通誘導員の配置を確認したことが推測される。提出されている工事写真を確認したところ、6人を配置すべき割込立坑工の交差点の一部を写した一方向からの写真では、4人の交通誘導員が確認でき、残り2人についても、交差点での工事箇所及び写真撮影の角度から配置されていることが推測できる。その他の工事箇所についても一方向

から撮影した写真を確認すると、工事の状況等から3人以上の配置が推測できる。

そのほか、請求人が過剰マンホールと相殺関係の架空工事と主張している既設取付管撤去復旧工、信号感知器移設復旧工、気泡モルタル工などについても、実際に施工されていることが工事写真等で確認できる。

また、関係人も、追加工事については、設計図書どおり施工した旨陳述している。

ウ 結論

以上のことから、本件追加工事については、工事写真、作業日報、監督日誌等による事実確認並びに関係職員等及び関係人の陳述を総合的に判断すると、実際の工事や要員増員を伴わない数字上だけの上乗せ操作を行った架空工事であったとする明らかな事実は確認できなかった。

また、本件変更契約は、市と請負会社の合意に基づき締結されたものであり、工事は適切に履行され、市の検査に合格し、市は目的物の引渡しを受けている。請負会社は、その対価として、工事費の代金を請求し、支払を受けたものであり、請負会社には不当利得は発生していないといえる。

したがって、市は、本件工事に係る契約の最終責任者としての市長、本件変更契約の支出負担行為に係る専決権者の下水道整備課長、本件変更契約後の契約金額残金の支出命令に係る専決権者の土木部次長及び支出負担行為確認義務を負っていた収入役に対して、市として損害賠償を請求すること又は支出の相手方である請負会社に対して不当利得返還を請求することを求めることは、いずれも理由がなく、本件請求を棄却するものである。

(5) 要望

本件措置請求については、当初設計の積算誤りとこれに対する不透明な事務処理手続が請求人に架空工事ではないかとの疑念を抱かせる結果になったものと推察する。

そこで本件措置請求に係る監査を通じて監査委員として、改善すべき事項を確認したので、市長に対して次のとおり要望する。

ア 設計価格は、予定価格や公金の支出など予算執行に直結するものであり、設計・積算に当たる職員、これを検算する職員及び専決する職員並びにこの事務に携わる職員は、その重要性を常に認識し、適切な事務処理に努めなければならない。

本件の当初設計の積算誤りのほか、監査の過程で、変更設計についても積算誤りが認められた。

設計・積算に伴う検算体制の強化については、平成16年10月の土木部定期監査において指導したところであるが、全庁的に検算体制の検証を実施するとともに、定期的な研修実施等により、再発防止に努めること。

イ 工事の進捗状況の把握及び適正な履行を確保するためには、監督員の監督日誌への記録、工事の立会い、条件変更の調査等の監督業務を的確に行うことも重要な要素である。本件工事については、施工状況の記録又は確認の事実が明確にされていない状況であった。監督日誌等でそれらの事実が明らかに確認できるように記録保存し、監督業務を的確に行うこと。

ウ 工事請負契約に当たり、入札及び契約を適正に執行するため、また、目的物の完成に向けて工事を安全かつ円滑に執行するために、工程、工法、安全対策、工事支障物件の有無など施工条件を明示することは、重要なことである。通常、施工期間中、施工条件の変更及び施工内容の変更が生じた場合、工事打合せ書により双方で確認することで対応されているが、本件工事については、具体的な数量を請負会社に明示していないという事実を確認した。今後は、施工条件及び施工内容の変更が常に市と請負会社双方で具体的に確認で

きるよう文書で取り交わすなど工夫し、透明性のある契約締結及び施工管理を行うこと。

エ 本件工事のような積算誤りは、当然ながら予定していない事態であり、慎重な対応が望まれるところである。ところが、本件工事については、事前に契約課と相談することなく、工期末で一括して設計変更するといういわゆる精算設計で対応していた事実を確認した。工事請負契約において工事内容の変更及び契約金額の変更が生じた場合、安易に精算設計で事務処理をすることのないように契約事務のマニュアルの作成、又は、工事請負契約約款の見直しなどを検討し、適正な契約事務を行うこと。

オ 最後に、いうまでもなく、市が発注する工事の設計・積算誤りなどあってはならないことであり、職員は常に細心の注意をもって事務執行に当たらなければならない。仮にそのような事態が生じた場合でも、日ごろから適切に対応できるような危機管理意識を持った職員の育成・教育に努めること。